

23237

愛知県

あま市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
あま市高度先端産業 立地奨励条例	H22.3	○市内に高度先端産業の工場等を新設、又は増設する中小企業者が以下の要件を満たす場合。 ・工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用(土地を除く)2億円以上 ・新規常用雇用者数 原則として、5人以上 ○対象分野 健康長寿関連分野、環境・エネルギー関連分野、航空宇宙関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、IT関連分野、その他市長が認める高度先端的な技術分野	奨励金 ○固定資産取得費用の 10 分の 1(既存の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合又は工場等の建物を賃借する場合は 20 分の 1)に相当する額 ○限度額 1 億円(奨励金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。) ○工事着手の 60 日前までに認定申請が必要です。
あま市企業再投資促進補助金交付要綱	H28.5	○あま市内において、10 年以上立地しており、かつ愛知県内において 20 年以上立地している企業が製造業等に係る工場、研究所の新增設等を行う場合。 ○交付要件 ・中小企業、中小企業(みなし大企業)、中堅企業、中堅企業(みなし大企業) 25 人以上の常用雇用者を維持し、固定資産取得費用(土地を除く)の合計金額が 1 億円以上であること。 ・大企業 100 人以上の常用雇用者を維持し、固定資産取得費用(土地を除く)の合計金額が 25 億円以上であること。 ○対象分野 自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める西尾張地域の集積業種の分野及びその他市長が認める分野	補助金 ○固定資産取得費の 10%又は 8%以内(うち県補助分 5%又は 4%以内) ○限度額 2 億円(うち県補助分 1 億円) ○工事着手の 30 日前までに事業認定申請が必要です。

あま市工場立地法地域準則条例	R5.6	○工場立地法における緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合(緑地面積率・環境施設面積率)及び重複緑地算入率の緩和 ○対象区域 都市計画法における準工業地域・工業地域・用途地域の定めのない区域 ○対象施設 敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等に係る工場又は事業所(工場立地法における特定工場)	○準工業地域 ・緑地面積率 10%以上 ・環境面積率 15%以上 ・重複緑地算入率 50%以内 ○工業地域及び用途地域の定めのない区域 ・緑地面積率 5%以上 ・環境面積率 10%以上 ・重複緑地算入率 50%以内
あま市企業立地促進条例	R6.3	○あま市内に製造業に係る工場等を新增設する企業 ○交付要件 新增設する工場等に係る固定資産(家屋・償却資産)取得費用 ・中小企業者 1億円以上 ・大企業 5億円以上	奨励金 ○新增設した工場等の操業 日後に係る各年度の固定資産税(家屋・償却資産に課するもの)相当額の 3 年間分 ○各年度の固定資産税相当額を翌年度に交付します。 ○上限額 各年度 1 億 5,000 万円 ○工事着手の 30 日前までに 奨励措置認定申請が必要です。